

＜一冊の本シリーズ 7＞

ポルタリス「民法典序論」

京都大学法学研究科教授 横山 美夏

ここ数年、ヨーロッパでは、ドイツ債務法が改正され、フランス債務法改正草案が公表されるなど、民法の大きな改正の動きが続いている。そして、わが国でも、債権法を中心とする民法の改正が議論され始めた。

民法のような基本法の改正は、いかにあるべきか。この問題を考えるうえで、200年前、フランス民法典の起草者の1人であるポルタリスが、民法典の起草方針を述べた「民法典序論」は、非常に示唆に富み、今読んでとても面白い。

21世紀は変化の激しい時代であるといわれるが、ポルタリスの生きたフランス革命の時代は、それにまさる激動の時代であった。ポルタリス自身の人生も、革命の嵐に容赦ない扱いを受けている。何より、彼は、寸でところで革命裁判によって処刑されるところであった。幸い、テルミドールの政変により釈放されたが、数年後には、再び身に覚えのない陰謀の嫌疑を受け、亡命を余儀なくされている（このあたりは、「民法典序論／ポルタリス著；野田良之訳：日本評論社、1947」の解説に詳しい）。

そんなポルタリスが、ようやく祖国に帰ることを許され、ナポレオンに命じられたのが、フランス全土に共通して適用されるべき、民法典の起草であった。

本書を読んで印象的なのは、まず、ポルタリスが、この大事業を遂行する自らの仕事を、非常に客観的に見ていることである。いわく、「歴史の教えるところによれば、幾世紀かの間に立派な法律の公布というものはやっと2つか3つしかない」（野田訳による）。理論によ

る将来の予測は限定的であり、立法後に思わぬ事態が生じるのが必然だからである。したがって、立法者は、新しい制度の採用には抑制的に、また、すべてを規定しようとする誘惑から身を避けねばならぬという。

また、価値観が大きく揺れ動いた時代のなかで、ポルタリスが、日々新しく変わる、目の前の事象にとらわれることなく、歴史をととても長い目で見ているのにも驚かされる。彼は、法律も非常に息の長いものとして立法されるべきであると考えていた。すなわち、「古くなったものも嘗ては新しかったのである。一番大切なことは、新しい制度に古くなっても依然その権利を主張することを保障してやることができるような永続性と耐久性という、あの性格を刻印することである。」（同上）。

ポルタリスの考え方が正しかったのか、1804年に成立したフランス民法典は、今日なお、老朽化したと悪口をたたかれながらも、フランス人の基本法として生きている。たとえ、立派な立法が稀にしかないとしても、フランス民法典は、その1つに数えられるだろう。しかし、ポルタリスにそのような民法典の起草を可能にしたのは、ポルタリスの英知だけではなく、それまでの法学の蓄積によることも忘れてはならない。

日本民法が制定されてから100年余。今度大きな改正がされるとしたら、そのとき、われわれは、200年先を見通すことができるだろうか。それには、鋭敏な立法者の存在が必要であることはいうまでもないが、同時に、わが国の法学の蓄積と成熟度もまた、試されることになるだろう。 （よこやま みか）